

## 取 扱 基 準

名 称	にいがた agribase 事業補助金（新規就業者雇用研修支援事業）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新規就業者を雇用する農地所有適格法人等に対し、新規就業者のスキル向上と研修環境整備に資する補助金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業対象の新規就業者数 12人／年 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	新規就業者に対し、当該農地所有適格法人等での就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させる費用。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	就業1年目：補助率 4/10（障がい者雇用 3/4） 上限 8万円／月 就業2年目：補助率 1/4（障がい者雇用 1/2） 上限 4万円／月 ※本事業対象の新規就業者給料を研修費として算定。時間外手当、各種手当、賞与は対象外。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp